

## 令和6年度第1回沼田市地域公共交通活性化協議会

日時 令和6年6月20日（木）午後2時から

場所 沼田市立図書館4階視聴覚室

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 議 事

#### ○協議事項

- (1) 副会長及び監査委員の選出について
- (2) 令和5年度決算報告について
- (3) 令和6年度予算案について
- (4) 令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について
- (5) 令和7年度地域内フィーダー系統計画認定申請における地域公共交通計画別紙（案）について

#### ○報告事項

- (1) デマンドバス乗降ポイントの追加・廃止について
- (2) 令和6年4月1日付沼田市地域公共交通活性化協議会規約改正について

### 4 そ の 他

### 5 閉 会

## 令和6年度沼田市地域公共交通活性化協議会委員名簿

No	区分	所属団体	役職	氏名
1	副市長	沼田市	副市長	川田 正樹
2	市長の指名する者 (市職員)	沼田市	総務部長	青柳 匡美
3		沼田市	健康福祉部長	北澤 昇
4		沼田市	経済部長	山口 正
5		沼田市	都市建設部長	武井 茂雄
6		関越交通株式会社	常務取締役	阿部 正治
7	一般旅客自動車運送 事業者及びその組織 する団体	(一社)群馬県バス協会	協会長	佐藤 俊也
8		(一社)群馬県タクシー協会	協会長	清水 憲明
9		群馬県タクシー協会北毛支部	支部長	高橋 良彰
10	一般旅客自動車運送 事業者の事業用自動 車の運転者が組織す る団体	全国交通運輸労働組合群馬県支部	委員長	荒井 誠
11	道路管理者	群馬県沼田土木事務所	所長	木内 弘二
12	関東運輸局長又はそ の指名する者	国土交通省関東運輸局群馬運輸支局	支局長	諏訪 幸夫
13	群馬県知事戦略部交 通イノベーション推 進課長又はその指名 する職員	群馬県知事戦略部交通イノベーション 推進課	課長	田中 佑典
14	公安委員会又は警察	沼田警察署	署長	島方 良崇
15	住民又は地域公共交 通の利用者の代表	沼田市区長会	副会長	戸丸 和夫
16		沼田市老人クラブ連合会女性委員会	委員長	吉野 満由美
17	学識経験者	公立大学法人高崎経済大学	名誉教授	大島 登志彦
18	その他市長が必要と 認める者	東日本旅客鉄道(株)高崎支社 企画総務部経営戦略ユニット	ユニットリー ダー	近藤 隆俊
19		社会福祉法人沼田市社会福祉協議会	常務理事	松井 弘樹
20		沼田商工会議所	会頭	井熊 開三
21		沼田市東部商工会	会長	小林 好
22		(一社)沼田市観光協会	会長	山田 龍之介
23		利根町観光協会	会長	小尾 孝男
24		老神温泉観光協会	協会長	萩原 忠和

## 令和5年度 沼田市地域公共交通活性化協議会 歳入歳出決算について

## ■ 歳 入

	款	項	目	予算額	決算額	比較	説 明
1	負担金	負担金	負担金	5,842,000	5,842,000	0	沼田市
2	補助金	補助金	補助金				
3	繰越金	繰越金	繰越金				
4	諸収入	諸収入	雑入		48	48	利息収入
合 計				5,842,000	5,842,048	48	

## ■ 歳 出

	款	項	目	予算額	決算額	比較	説 明
1	運営費	会議費	会議費	248,100	92,500	155,600	委員報酬
		事務費	事務費	33,000	9,790	23,210	振込手数料
2	事業費	事業費	事業費	5,560,900	5,504,760	56,140	計画策定業務委託等
3	予備費	予備費	予備費				
合 計				5,842,000	5,607,050	234,950	

歳入総額	5,842,048	
歳出総額	5,607,050	
歳入歳出差引額	234,998	沼田市に戻出

# 監 査 報 告

令和5年度沼田市地域公共交通活性化協議会の歳入歳出決算について、関係帳簿及び証拠書類に基づき会計監査を実施したところ、決算書のとおり相違なく適正に処理されたことを認めます。

令和6年6月10日

沼田市地域公共交通活性化協議会

監事 社会福祉法人 沼田市社会福祉協議会

松井 弘 樹



## 令和6年度 沼田市地域公共交通活性化協議会 予算書（案）

## ■ 歳入

	款	項	目	予算額	説明
1	負担金	負担金	負担金	91,000	沼田市
2	補助金	補助金	補助金	0	
3	繰越金	繰越金	繰越金	0	
4	諸収入	諸収入	雑入	0	
合 計				91,000	

## ■ 歳出

	款	項	目	予算額	説明
1	運営費	会議費	会議費	52,200	委員報酬
		事務費	事務費	8,800	振込手数料
2	事業費	事業費	事業費	30,000	調査・旅費
3	予備費	予備費	予備費	0	
合 計				91,000	

## 生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

（策定年月日）令和5年5月24日

（自治体名称）沼田市

生活交通確保維持改善計画の名称
沼田市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>沼田市においては、片品村及びみなかみ町へ通じる幹線交通である路線バス鎌田線及び猿ヶ京線を軸に、公共交通機関網が広がっている。</p> <p>これら幹線交通に接続する市委託路線バス（愛称：ぬまくる）が支線の役割を果たしているが、運行本数が少ないことやバス停までが遠いことが要因となり、利用者数は年々減少している。</p> <p>こうした状況下において、令和4年3月25日から、日中のぬまくるの運行を区域運行（デマンド運行）へ移行した。これにより、ぬまくるの利用促進、また、市内を3エリアに分割し、それぞれのエリア内を運行させることにより、幹線交通の利用促進にもつながると考えている。</p> <p>以上のことから、持続可能な公共交通網の形成を図るためには、デマンド運行は極めて重要であり、確保・維持する必要がある。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（1）事業の目標
<p>1. 利用者数 令和4年度（令和3年10月～令和4年9月）のぬまくる合計年間利用者数（33,272人）を起点とし、沼田市第6次総合計画に掲げている年間利用者数50,000人（令和8年度）を達成し得る各年度の目標値を設定する。 令和6年度：38,848人 令和7年度：44,624人 令和8年度：50,000人</p> <p>2. デマンド運行の相乗率 乗合交通としての機能促進を図るため、デマンド運行の相乗率（利用者数／運行回数）の向上を目指す。（※令和5年5月実績値：1.22） 3カ年を通じた目標値：1.3</p>
（2）事業の効果
日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保されるとともに、周辺町村とネットワークを形成するバスや鉄道と接続することで、効率的な運行体系が実現でき、人の流動を促進し地域活性化につながる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<p>事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な利用目的地である病院や駅にガイドマップや時刻表等を配備し利用促進を図る。（沼田市）</li> <li>・LINE予約システムを導入し、デマンド運行の利用者増を図る。</li> <li>・積極的に広報を行い、デマンドバスの利用について、より一層の普及を図る。</li> </ul> <p>実施主体 沼田市、関越交通株式会社及び株式会社老神観光バス</p>
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

1. 区域及び乗降ポイント

別添地図のとおり

2. 予定している運行時間

午前8時35分から午後5時30分まで（A・Bエリア）

午前9時から午後5時まで（Cエリア）

3. 予定している運行期間

令和5年10月1日から令和6年9月30日の平日及び土曜日（日曜及び祝日を除く）

令和6年10月1日から令和7年9月30日の平日及び土曜日（日曜及び祝日を除く）

令和7年10月1日から令和8年9月30日の平日及び土曜日（日曜及び祝日を除く）

4. 運送予定事業者

関越交通株式会社

株式会社老神観光バス

5. 地域内フィーダー系統の補足資料

ぬまくる（デマンド運行）は「沼田駅」「保健福祉センター前」「塩の井」「下街道」を主な交通結節点として、地域間幹線系統である鎌田線や猿ヶ京線への乗り継ぎ等、効果的運行の措置を講じており、既存交通と一体となって地域全体の交通ネットワークの一部を形成するものとして整合性が図られている。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

沼田市から運行事業者へ補助を行っている。補助金額については、運行契約に基づき、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

関越交通株式会社

株式会社老神観光バス

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

**【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】**

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

**【地域間幹線系統のみ】**

該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

**【地域間幹線系統のみ】**

該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

**【地域間幹線系統のみ】**

該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性

**【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】**

該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

**【地域内フィーダー系統のみ】**

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
13. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
デマンドAエリア及びCエリアを運行するバス車両については、走行距離数が50万キロを超えており、耐用走行距離数を大幅に上回っているため、早急な買い換えが必要となっていることから、安全な輸送を確保するために小型車両を2台購入する必要がある。 該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
令和6年度—車両2台の購入によりサービスレベルを向上させ、利用者数の増加を図る。ぬまくる合計年間利用者数50,000人（令和8年度）を達成し得る各年度の目標値を設定する。
令和6年度：38,848人 令和7年度：44,624人 令和8年度：50,000人 該当なし
(2) 事業の効果
老朽化している車両を更新することで、今後もバス運行を継続できる。また、老朽化により修繕費がかさんでいるため、更新によって結果的に経費が削減できる。 該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を添付 該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
20. 協議会の開催状況と主な議論



令和5年5月24日 沼田市地域公共交通会議を実施し、沼田市地域内フィーダー系統確保維持計画について議論。承認が得られた。	
21. 利用者等の意見の反映状況	
地域公共交通会議に利用者の代表として沼田市区長会副会長及び沼田市老人クラブ連合会女性委員会委員長を委員として委嘱しており、利用者等の意見を反映して本計画を策定している。	
22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	群馬県知事戦略部交通イノベーション推進課 沼田土木事務所長
関係市区町村	沼田市副市長 沼田市総務部長 沼田市都市建設部長
交通事業者・交通施設管理者等	関越交通株式会社代表取締役社長 一般社団法人群馬県タクシー協会北毛支部利根沼田地区会長 全国交通運輸労働組合総連合群馬県支部委員長 一般社団法人群馬県バス協会長 一般社団法人群馬県タクシー協会長 沼田警察署長
地方運輸局	関東運輸局群馬運輸支局長
その他協議会が必要と認める者	沼田市区長会副会長（区長会選出代表区長） 沼田市老人クラブ連合会女性委員会委員長

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 群馬県沼田市下之町888番地

(所 属) 沼田市役所総務部企画政策課政策推進係

(氏 名) 鈴木 彰太

(電 話) 0278-23-2111

(e-mail) suzuki-s@city.numata.lg.jp

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

変更後

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
沼田市	関越交通株式会社	1	(1) デマンドバスA	小型			14	令和6年7月			一括
	株式会社 老神観光バス	2	(3) デマンドバスC	小型			14	令和6年7月			割賦
		3	( )								
		4	( )								
		5	( )								

(注)

- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
- 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
- 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

## 地域公共交通計画別紙（案）

令和 6 年 6 月 2 0 日

## 沼田市地域公共交通活性化協議会

<b>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</b>
<p>沼田市においては、片品村及びみなかみ町へ通じる幹線交通である路線バス鎌田線及びみなかみ町へ通じる猿ヶ京線を軸に、公共交通機関網が広がっている。</p> <p>これら幹線交通に接続する市委託路線バス（愛称：ぬまくる）が支線の役割を果たしているが、運行本数が少ないことやバス停までが遠いことが要因となり、利用者数は年々減少している。</p> <p>こうした状況下において、令和 4 年 3 月 2 5 日から、日中のぬまくるの運行を区域運行（デマンド運行）へ移行した。これにより、ぬまくるの利用促進、また、市内を 3 エリアに分割し、それぞれのエリア内を運行させることにより、幹線交通の利用促進にもつながると考えている。</p> <p>また、今までバス路線が運行されていなかった地域にも公共交通網が張り巡らされ、住民の通院・買い物を中心とした生活に不可欠な移動手段となっている。</p> <p>以上のことから、持続可能な公共交通網の形成を図るためには、デマンド運行は極めて重要であり、確保・維持する必要がある。</p>
<b>2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果</b>
<b>（1）事業の目標</b>
<p>1. 利用者数 ぬまくるの利用者数を 3 5, 0 0 0 人以上とする（令和 5 年度実績 3 3, 0 1 0 人）</p> <p>2. 収支率 ぬまくるの収支率を 9. 2 % 以上とする（令和 5 年度実績 8 %）</p> <p>3. 市負担額 ぬまくるの運行に係る市の負担額を 7 2, 8 3 8 千円以下とする （令和 5 年度実績 7 3, 8 3 8 千円）</p> <p>（沼田市地域公共交通計画 P 1 2 0 参照）</p>
<b>（2）事業の効果</b>
<p>日常生活に必要不可欠な移動手段が確保されるとともに、周辺町村とネットワークを形成するバスや鉄道と接続することで、効率的な運行体系が実現でき、人の流動を促進し地域活性化につながる。</p>
<b>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</b>

事業

- ・主な利用目的地である病院や駅にガイドマップや時刻表等を配備し、利用促進を図る。(沼田市)
- ・デマンドバスの利用方法等を周知するため、イベント等に出向く。(沼田市)
- ・積極的に広報を行い、デマンドバスの利用について、より一層の普及を図る。(沼田市)
- ・利便性向上のため、幹線系統とデマンドバスの結節点となる「接続拠点」の整備を検討する(沼田市、関越交通株式会社及び株式会社老神観光バス)  
(沼田市地域公共交通計画 P109 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

1. 区域及び乗降ポイント  
別添地図のとおり

2. 予定している運行時間  
午前8時35分から午後5時30分まで(A・Bエリア)  
午前9時から午後5時まで(Cエリア)

3. 予定している運行期間  
令和6年10月1日から令和7年9月30日(日曜及び祝日を除く)  
令和7年10月1日から令和8年9月30日(日曜及び祝日を除く)  
令和8年10月1日から令和9年9月30日(日曜及び祝日を除く)

4. 運送予定事業者  
関越交通株式会社  
株式会社老神観光バス

5. 地域内フィーダー系統の補足資料  
ぬまくる(デマンド運行)は「沼田駅」「保健福祉センター前」「塩の井」「下街道」を主な交通結節点として、地域間幹線系統である鎌田線や猿ヶ京線への乗り継ぎ等、効果的運行の措置を講じており、既存交通と一体となって地域全体の交通ネットワークの一部を形成するものとして整合性が図られている。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

沼田市から運行事業者へ補助を行っている。補助金額については、運行契約に基づき、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施。

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

**【地域間幹線系統のみ】**

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

**【地域間幹線系統のみ】**

該当なし
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項  <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
該当なし
<p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要  <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u></p>
表5を添付
<p>11. 車両の取得に係る目的・必要性  <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>デマンドAエリア及びCエリアを運行するバス車両については、走行距離数が50万キロを超えており、耐用走行距離数を大幅に上回っているため、早急な買い換えが必要となっていることから、安全な輸送を確保するために小型車両を2台購入する必要がある。</p>
<p>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果  <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>(1) 事業の目標</p> <p>令和7年度、車両2台の更新によりサービスレベルを向上させ、利用者数の増加を図る。ぬまくる合計年間利用者数38,000人(令和10年度)を達成し得る各年度の目標値を設定する。</p> <p>令和7年度：35,000人</p>
<p>(2) 事業の効果</p> <p>老朽化している車両を更新することで、今後もデマンド運行を継続でき、外出促進・地域活性化にもつながる。</p>
<p>13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>「表6」を添付</p> <p>沼田市から運行事業者への補助金額については、購入費用総額のうち、国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）  <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
該当なし
<p>15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性  <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>

該当なし
<b>16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果</b> <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
<b>17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額</b> <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
<b>18. 協議会の開催状況と主な議論</b>
令和6年6月20日（第1回） 計画全体について合意
<b>19. 利用者等の意見の反映状況</b>
地域公共交通活性化協議会に利用者の代表として沼田市区長会副会長及び沼田市老人クラブ連合会女性委員会委員長を委員として委嘱しており、利用者等の意見を反映して本計画を策定している。

**【本計画に関する担当者・連絡先】**

(住 所) 群馬県沼田市下之町888番地

(所 属) 沼田市役所総務部企画政策課政策推進係

(氏 名) 鈴木 彰太

(電 話) 0278-23-2111

(e-mail) [suzuki-s@city.numata.lg.jp](mailto:suzuki-s@city.numata.lg.jp)

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

国土交通大臣 殿

沼田市地域公共交通活性化協議会  
沼田市下之町 8 8 8 番地  
会長 川田 正樹  
(事務局 沼田市企画政策課政策推進係)

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

## 沼田市地域公共交通計画

### 地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
沼田市地域公共交通計画 102ページ
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
沼田市地域公共交通計画 106ページ
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
沼田市地域公共交通計画 106、109ページ
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
沼田市地域公共交通計画 28、37、120ページ

（添付資料）

- ・上記記載の地域公共交通計画の該当ページ（写し）

#### ※ご参考

- ・要綱第17条第1項

陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法



## 2) 利用状況

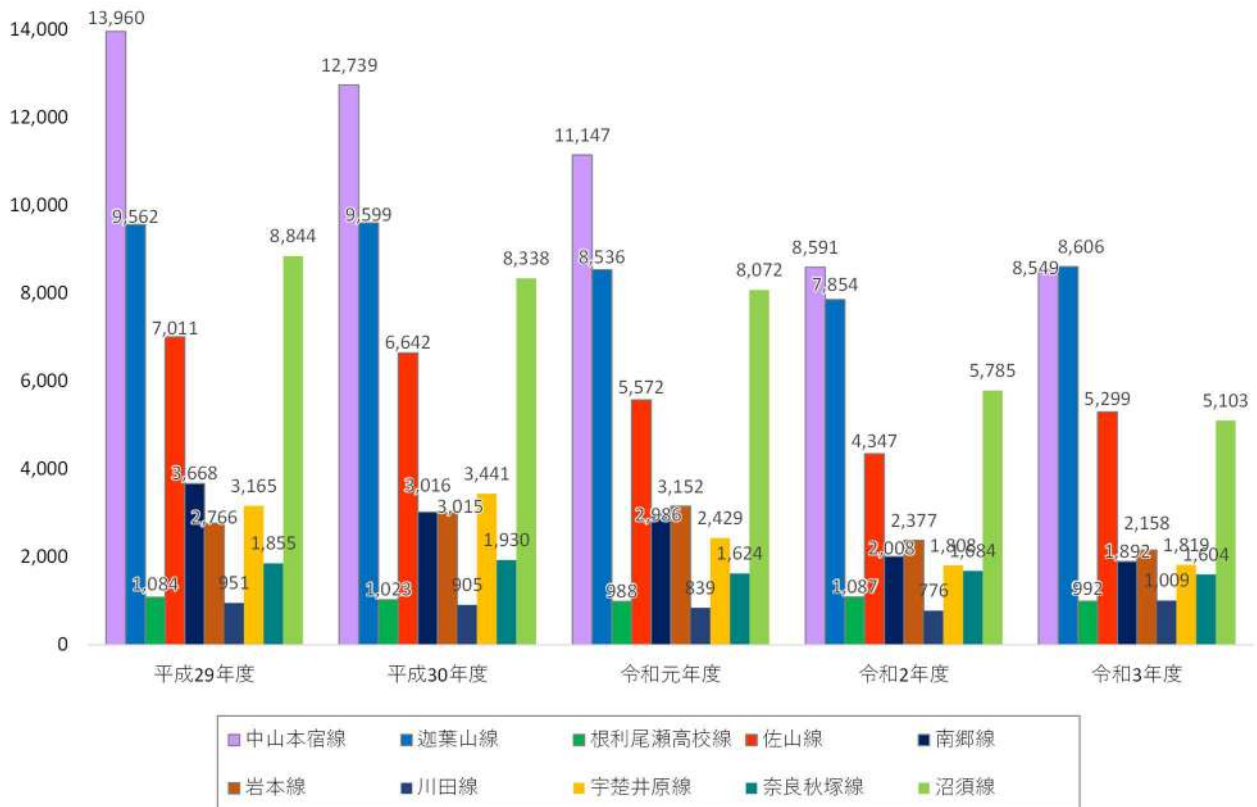
新型コロナウイルスの影響により、令和3年度の輸送実績は、平成29年度と比べて、ほとんどの路線において減少している。

南郷線では1,892人となっており、4年前の平成29年度と比べて、半減している。

### ■ぬまくるの年度別輸送実績

(単位：人)

バス名称	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減率 (H29-R3)
中山本宿線	13,960	12,739	11,147	8,591	8,549	-38.8%
迦葉山線	9,562	9,599	8,536	7,854	8,606	-10.0%
根利尾瀬高校線	1,084	1,023	988	1,087	992	-8.5%
佐山線	7,011	6,642	5,572	4,347	5,299	-24.4%
南郷線	3,668	3,016	2,986	2,008	1,892	-48.4%
岩本線	2,766	3,015	3,152	2,377	2,158	-22.0%
川田線	951	905	839	776	1,009	6.1%
宇楚井原線	3,165	3,441	2,429	1,808	1,819	-42.5%
奈良秋塚線	1,855	1,930	1,624	1,684	1,604	-13.5%
沼須線	8,844	8,338	8,072	5,785	5,103	-42.3%



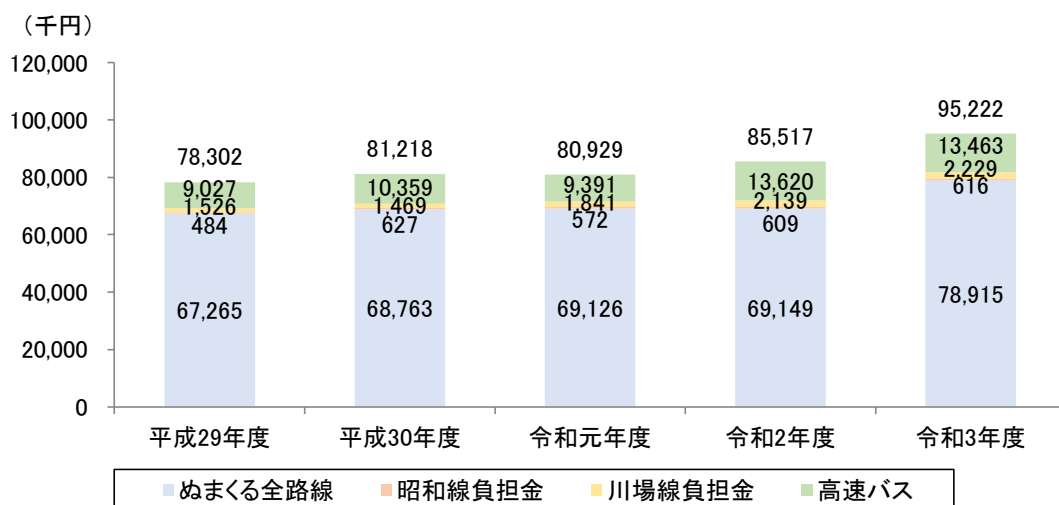
※川田線、宇楚井原線、奈良秋塚線、沼須線については、令和4年3月25日より運行休止中

資料：沼田市

## 2.2.5 地域公共交通に係る市負担額

公共交通の維持に係る市負担額の推移は、令和2年度には川場村・昭和村路線及び高速バスへの負担額増加、令和3年度にはぬまくる路線の負担額増加の影響などにより増加傾向である。令和3年度の公共交通の維持に係る市負担額は、約9,500万円となっている。

### ■公共交通の維持に係る市負担額の推移



資料：沼田市

市負担額：円、収支率：%

バス名称		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減率 (H29-R3)
中山本宿線	市負担額	11,378,477	11,081,284	11,316,600	10,564,362	11,572,353	1.7%
	収支率	20.5	23.7	23.1	22.1	19.6	-4.4%
迦葉山線	市負担額	13,280,206	14,671,691	14,010,074	13,859,065	21,284,940	60.3%
	収支率	15.3	14.1	14.5	14.4	8.0	-47.7%
根利尾瀬高校線	市負担額	11,156,001	11,392,685	10,450,762	10,362,590	11,539,562	3.4%
	収支率	1.8	2.4	1.7	2.0	2.6	44.4%
佐山線	市負担額	7,285,616	7,106,311	7,440,529	8,151,977	7,551,527	3.6%
	収支率	17.9	16.6	15.6	11.8	11.7	-34.6%
南郷線	市負担額	6,032,659	6,581,386	7,054,811	6,900,974	7,001,145	16.1%
	収支率	20.7	16.5	12.8	11.8	10.1	-51.2%
岩本線	市負担額	6,608,251	6,723,987	7,680,620	7,777,967	7,710,429	16.7%
	収支率	9.3	10.0	9.5	8.5	6.5	-30.1%
川田線	市負担額	1,762,716	1,677,563	1,880,135	2,167,724	2,661,105	51.0%
	収支率	9.6	10.6	9.1	6.3	3.4	-64.6%
宇楚井原線	市負担額	3,056,109	2,957,665	2,879,623	3,084,577	3,307,916	8.2%
	収支率	15.1	16.1	19.8	13.7	10.9	-27.8%
奈良秋塚線	市負担額	3,474,988	3,302,015	3,334,818	3,341,320	3,504,194	0.8%
	収支率	7.6	9.6	10.3	8.1	7.3	-3.9%
沼須線	市負担額	3,230,078	3,268,735	3,077,718	2,938,893	2,781,399	-13.9%
	収支率	28.2※	23.0※	22.9※	18.3※	15.3※	-45.7%
昭和村委託路線	市負担額	484,000	627,000	572,000	609,000	616,000	27.3%
	収支率						
川場村委託路線	市負担額	1,525,589	1,468,906	1,840,562	2,138,753	2,229,118	46.1%
	収支率						
高速バス アップル号	市負担額	9,027,238	10,358,815	9,390,549	13,619,641	13,462,785	49.1%
	収支率	32.7	30.6	33.3	24.6	24.4	-20.3%

※網掛けの路線は令和4年3月25日以降、運行休止中

※表内※印の数字は、同年10月～翌年9月の数字

資料：沼田市

### 3.1.4 地域公共交通ネットワークの再構築

市民の高齢化や、民間施設を含めた主要施設の都市部への集約傾向といった状況を踏まえると、公共交通サービスの充実及び維持・確保は喫緊の課題であり、今後更に重要度が増すことが想定される。一方で、前章において整理したとおり、人口減少や自家用車の普及といった昨今の状況により、生活移動における公共交通利用の減少が課題となっている。

この状況を踏まえて、市民の移動利便性の向上及び、既存公共交通の維持・確保を図るため、交通ネットワークの再構築を図る。

#### (1) 公共交通ネットワークの基本的な考え方

本市においては、地域によって特性やまちづくりにおける役割等が異なることから、求められる内容も地域により違いが生じる。このため、以下のとおり公共交通ネットワークを機能別に分類・定義し、それぞれの類型に沿った方針で再構築を行う。

類型	基本的な機能	求められる役割	現状の 主な公共交通	再編後の 主な公共交通
幹線 ネットワーク	市内と市外を結ぶ広域的なネットワーク	首都圏や周辺都市などへの移動手段を確保し、本市の広域的な交流を支える幹線軸であり、公共交通網の骨格を担うネットワーク	〈鉄道〉 〈路線バス〉 関越交通路線	〈鉄道〉 〈路線バス〉 関越交通路線
地域間 ネットワーク	・市内地域間を結ぶネットワーク ・主要施設と都市拠点とを結ぶネットワーク	幹線ネットワークを補完する支線軸として、市内の各地域を繋ぎ、都市機能連携の軸となる地域の主要ネットワーク	〈路線バス〉 関越交通路線 ぬまくる (定時定路線系統)	〈路線バス〉 関越交通路線 ぬまくる (定時定路線系統)
地域内 ネットワーク	地域拠点を中心とした地域内の移動を担うネットワーク	居住地が点在し、人口密度が低い地域を最寄りの地域拠点や都市拠点へと繋げる、地域の生活を支えるネットワーク	〈路線バス〉 ぬまくる (定時定路線系統) 〈デマンド交通〉 ぬまくる(デマンド型系統)	〈路線バス〉 ぬまくる (定時定路線系統) 〈デマンド交通〉 ぬまくる(デマンド型系統)
補完的 ネットワーク	末端地域の移動ニーズ対応や、より利便性の高い移動を担うネットワーク	上記の3つのネットワークにて対応できない地区の移動や、ドアツードア輸送などの、より利便性の高い移動を担うネットワーク	〈一般タクシー〉	〈一般タクシー〉

### 3.1.5 現状の路線バスシステムの必要性・有効性

既存の公共交通の運行にあたっては、運営努力や市の財政負担だけでは路線の維持が難しいため、国の地域公共交通確保維持事業や群馬県のバス運行費補助制度等を活用し、生活交通手段を確保・維持する必要がある。これらの補助制度の活用により、老朽化した車両の更新を行いつつ、補助幹線系統や地域内フィーダー系統の運行維持を図る。

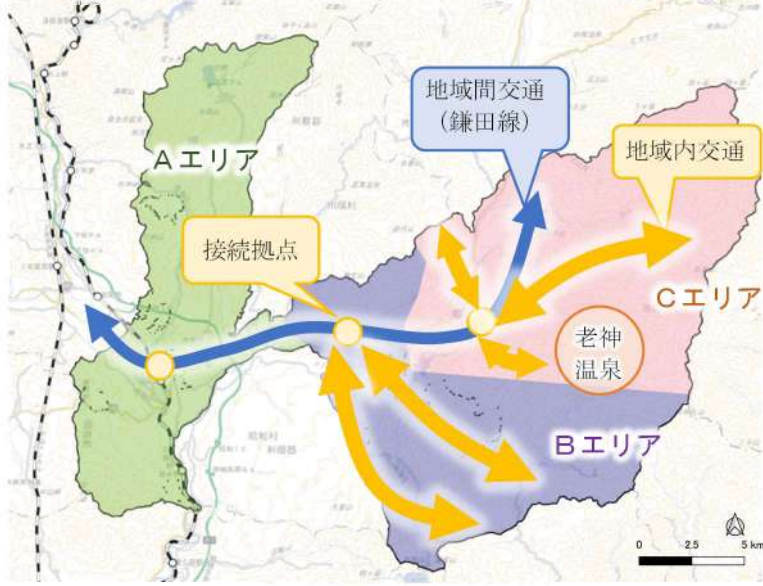
系統	必要性・有効性	概要	補助
鎌田線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要幹線（JR上越線）に連絡し、群馬県内の主要拠点へのアクセスを担う交通手段になっている。</li> <li>・市内の地域拠点や主要施設へのアクセスを担い、生活（通勤、通学、買い物、通院、沼田駅・市街地周辺への移動等）における交通手段になっている。</li> <li>・本市とみなかみ町・片品村の移動の際の通勤、通学、買い物、通院利用者等の交通手段となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関越交通(株)が運行</li> </ul>	※1
猿ヶ京線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要幹線（JR上越線）に連絡し、群馬県北部の各拠点へのアクセスを担う交通手段になっている。</li> <li>・市街地内の地域拠点や主要施設へのアクセスを担い、生活（通勤、通学、買い物、通院、沼田駅・市街地周辺への移動等）における交通手段になっている。</li> <li>・本市とみなかみ町との移動の際の通勤、通学、買い物、通院利用者等の交通手段となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関越交通(株)が運行</li> </ul>	※1
高速バスアップル号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県庁所在地である前橋市へのアクセスを担う主要幹線の役割を担っている。</li> <li>・本市と前橋市との移動における通勤、通学、買い物、通院利用者等の交通手段となっている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関越交通(株)が運行</li> </ul>	※1
ぬまくるデマンド(Aエリア)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧沼田市域を運行区域とし、市内での生活（通勤、通学、買い物、通院、沼田駅・市街地周辺への移動等）における交通手段になっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沼田市が関越交通(株)へ委託</li> <li>・区域運行</li> <li>・予約制・乗合</li> </ul>	※2
ぬまくるデマンド(Bエリア)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白沢地区、利根地区南部を運行区域とし、市内での生活（通勤、通学、買い物、通院等）における交通手段になっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沼田市が関越交通(株)へ委託</li> <li>・区域運行</li> <li>・予約制・乗合</li> </ul>	※2
ぬまくるデマンド(Cエリア)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利根地区北部を運行区域とし、市内での生活（通勤、通学、買い物、通院等）における交通手段になっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沼田市が(株)老神観光バスへ委託</li> <li>・区域運行</li> <li>・予約制・乗合</li> </ul>	※2
中山本宿線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市と高山村住民の生活（通勤、通学、買い物、通院、沼田駅への移動等）における交通手段になっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沼田市が関越交通(株)へ委託</li> </ul>	※3

※1 国の地域公共交通確保維持事業における「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」を活用

※2 国の地域公共交通確保維持事業における「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」を活用

※3 群馬県市町村乗合バス指定路線運行費補助金を活用

## 【施策2】 地域間輸送ネットワークの確立

<b>基本方針</b>	<b>【基本方針1】</b> <b>地域特性に応じた持続可能な地域公共交通ネットワークの構築</b>				
<b>概要</b>	<p>白沢・利根地区は路線バス鎌田線と各地区デマンド交通との接続による対市街地輸送が形成されており、鎌田線との接続利便性を高めることで効率的な運行が期待できる。</p> <p>今後、幹線である鎌田線については地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統）、ぬまくるデマンド運行については地域公共交通確保維持改善事業（フィーダー系統）を活用しながら、運行維持を図ることを前提に次の取組について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デマンド交通Bエリア・Cエリアそれぞれに『接続拠点』を設けることで、鎌田線とデマンド交通との乗継ぎ経路を明確にする。</li> <li>・運行情報の共有を行うことで、乗継ぎ待ち時間の短縮など乗継ぎ利用者の利便性向上を図る。</li> <li>・主要施設への直行移動といった付加価値要素を伴う移動については、一般タクシーや施設送迎等民間事業者が運行する輸送資源の活用を含めた公共交通網の構築について検討する。</li> <li>・通学輸送等特定の定期移動ニーズについては、デマンド交通と連携したスクールバス等の運行形態を研究する。</li> <li>・地域住民に対し、説明会の開催や広報等の配布、主要施設と連携した利用機会の創出等を通じ、基幹路線である鎌田線及びデマンド交通の利用促進を図る。</li> </ul> 				
<b>実施主体</b>	沼田市、交通事業者				
<b>取組スケジュール</b>	<b>令和6年度</b>	<b>令和7年度</b>	<b>令和8年度</b>	<b>令和9年度</b>	<b>令和10年度</b>
	利用促進案の検討	地域内での利用促進に係る周知・PR			利用者ニーズを再整理し、再編を検討（次期計画策定検討）
	評価・検証（適宜実施）				

### 5.1.2 「ぬまくる」における評価指標

本市の交通施策の要である「ぬまくる」について、各基本方針における目標達成に向けた施策の効果を把握するため、経営状況に関する評価指標を次のとおり設定する。

#### ■ぬまくるにおける評価指標一覧

評価指標	現況値 (令和5年度見込み)	目標値 (令和10年度)
「ぬまくる」の年間利用者数	33,000人	38,000人
「ぬまくる」の収支率	8%	11%
「ぬまくる」運行に係る市負担額	73,838千円	71,338千円



表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・ 9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
	関越交通株式会社	(1) デマンドバスA		旧沼田市 内		往 km 復 km	297日	10,098回			区域運行	①	「沼田駅」保健福祉セン ター前」を主な接続点とし て、補助対象地域間幹線系 統の関越交通(株)鎌田線	③
	関越交通株式会社	(2) デマンドバスB		白沢町及 び利根町 南部		往 km 復 km	297日	564回			区域運行	①	「塩の井」を主な接続点とし て、補助対象地域間幹線系 統の関越交通(株)鎌田線 と接続	③
	株式会社 老神観光バス	(3) デマンドバスC		利根町北 部		往 km 復 km	297日	535回			区域運行	①	「下街道」を主な接続点とし て、補助対象地域間幹線系 統の関越交通(株)鎌田線 と接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	沼田市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	28,331
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
沼田市地域公共交通計画	令和6年3月19日	

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)) (実施要領の2. (1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)



表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
沼田市	関越交通株式会社	1	(1) デマンドバスA	小型			14	令和6年12月			一括
	株式会社 老神観光バス	2	(3) デマンドバスC	小型			14	令和6年12月			割賦
		3	( )								
		4	( )								
		5	( )								

(注)

- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
- 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
- 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

計画運行日数及び計画運行回数の根拠資料

区域運行(R6.10.1～R7.9.30)

年	月	日数	平日	土	日祝
6	10	31	22	4	5
	11	30	20	4	6
	12	31	22	4	5
7	1	31	21	4	6
	2	28	18	4	6
	3	31	20	5	6
	4	30	21	4	5
	5	31	20	4	7
	6	30	21	4	5
	7	31	22	4	5
	8	31	20	5	6
	9	30	20	4	6
		365	247	50	68

運行日数:297日(日曜及び祝日運休)

昨年度総運行回数実績(R5.4.1～R6.3.31)

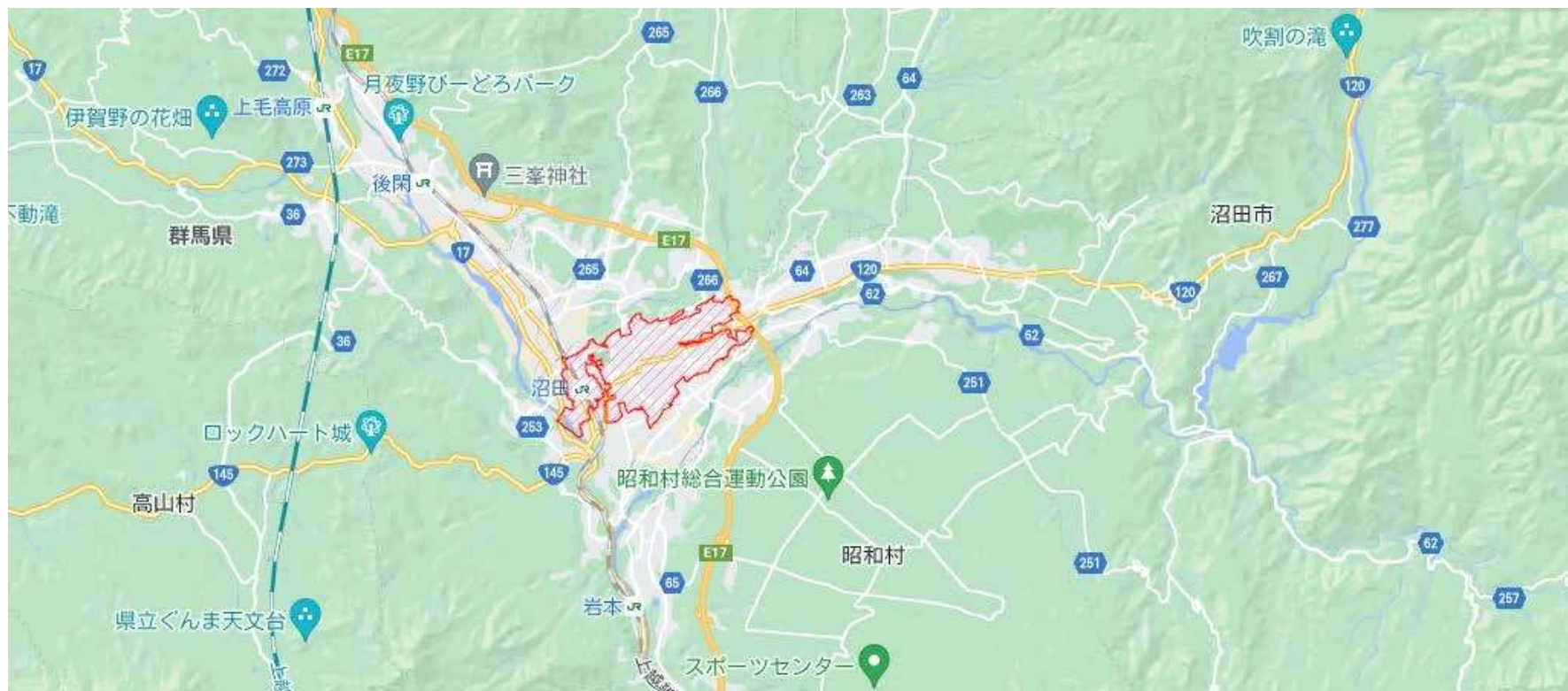
	運行回数	1台あたり	1日あたり運行回数
Aエリア(4台)	9769	2442	8.2
Bエリア	557		1.875
Cエリア	534		1.797

1日1台当たりの運行回数:昨年度実績から算定

	回数※	日数	車両数	合計
Aエリア	8.5	297	4	10,098
Bエリア	1.9	297	1	564
Cエリア	1.8	297	1	535

※利用者の増加を見込み、前年度実績より  
1日あたりの運行回数を多く見積もった

## 沼田市人口集中地区（R2）

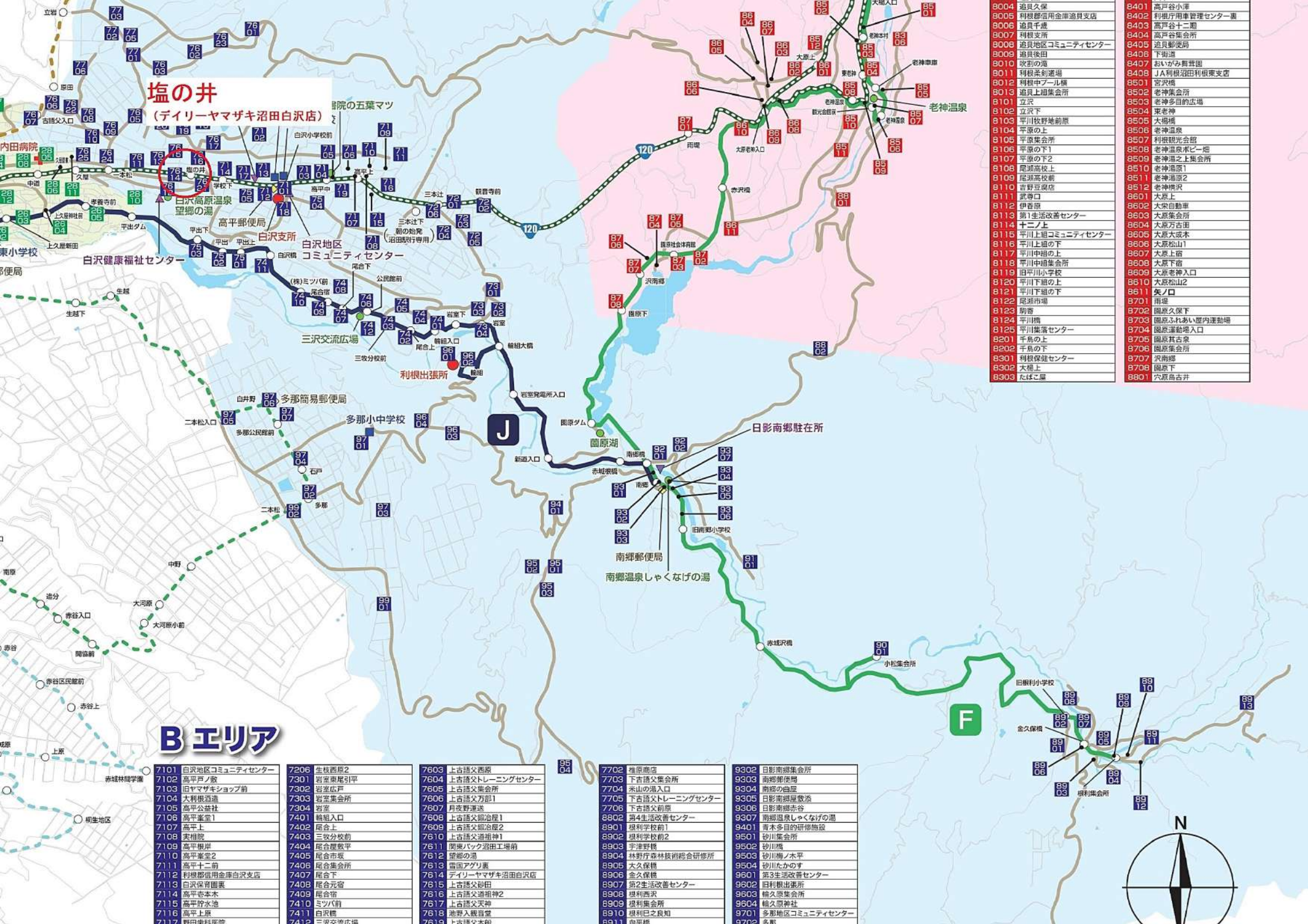


地図で見る統計（jSTAT MAP）から引用









# 塩の井 (デイリーヤマザキ沼田白沢店)

## Bエリア

- 7101 白沢地区コミュニティセンター
- 7102 高平戸ノ敷
- 7103 旧ヤマザキショップ前
- 7104 大根橋造
- 7105 高平公益社
- 7106 高平峯堂1
- 7107 高平上
- 7108 実相院
- 7109 高平根岸
- 7110 高平峯堂2
- 7111 高平十二前
- 7112 利根郵便用金庫沼田支店
- 7113 白沢保育園裏
- 7114 高平亭本木
- 7115 高平貯水池
- 7116 高平上旗
- 7117 野田産科医院

- 7206 生枝屋裏2
- 7301 岩室東尾引平
- 7302 岩室広戸
- 7303 岩室集会所
- 7304 岩室
- 7401 輪船入口
- 7402 尾合上
- 7403 三枚分校前
- 7404 尾合屋敷平
- 7405 尾合市坂
- 7406 尾合集会所
- 7407 尾合下
- 7408 尾合元宿
- 7409 尾合宿
- 7410 ミツバ前
- 7411 白沢橋
- 7412 三沢交流広場

- 7603 上古語父西原
- 7604 上古語父トレーニングセンター
- 7605 上古語父集会所
- 7606 上古語父万部1
- 7607 月夜野運送
- 7608 上古語父総治療1
- 7609 上古語父総治療2
- 7610 上古語父道推神1
- 7611 関東バック沼田工場前
- 7612 望郷の湯
- 7613 雷国アグリ薬
- 7614 デイリーヤマザキ沼田白沢店
- 7615 上古語父砂田
- 7616 上古語父道推神2
- 7617 上古語父天神
- 7618 地野入観音堂
- 7619 上古語父本園

- 7702 権原商店
- 7703 下古語父集会所
- 7704 米山の湧入口
- 7705 下古語父トレーニングセンター
- 7706 下古語父前原
- 8802 第4生活改善センター
- 8901 根利学校前1
- 8902 根利学校前2
- 8903 宇津野橋
- 8904 林野庁森林技術総合研修所
- 8905 大久保橋
- 8906 金久保橋
- 8907 第2生活改善センター
- 8908 根利西沢
- 8909 根利集会所
- 8910 根利巴之良知
- 8911 魚野橋

- 9302 日影南郷集会所
- 9303 南郷郵便局
- 9304 南郷の曲屋
- 9305 日影南郷屋敷池
- 9306 日影南郷赤谷
- 9307 南郷温泉しゃくなげの湯
- 9401 青木多目的研修施設
- 9501 砂川集会所
- 9502 砂川橋
- 9503 砂川梅ノ木平
- 9504 砂川たかのす
- 9601 第3生活改善センター
- 9602 旧利根出張所
- 9603 輪久原集会所
- 9604 輪久原神社
- 9701 多那地区コミュニティセンター
- 9702 多那

- 8004 追良久保
- 8005 利根郵便用金庫沼田支店
- 8006 追良千歳
- 8007 利根支所
- 8008 追良地区コミュニティセンター
- 8009 追良後田
- 8010 吹羽の湯
- 8011 利根柔剣道場
- 8012 利根中プール橋
- 8013 追良上組集会所
- 8101 立沢下
- 8102 立沢下
- 8103 平川牧野地前原
- 8104 平原の上
- 8105 平原集会所
- 8106 平原の下1
- 8107 平原の下2
- 8108 尾瀬高校上
- 8109 尾瀬高校前
- 8110 吉野豆腐店
- 8111 武尊口
- 8112 伊香原
- 8113 第1生活改善センター
- 8114 十二ノ上
- 8115 平川上組コミュニティセンター
- 8116 平川上組の下
- 8117 平川中組の上
- 8118 平川中組集会所
- 8119 旧平川小学校
- 8120 平川下組の上
- 8121 平川下組の下
- 8122 尾瀬市場
- 8123 防音
- 8124 平川橋
- 8125 平川集落センター
- 8201 千鳥の上
- 8202 千鳥の下
- 8301 利根保健センター
- 8302 大橋上
- 8303 たほこ屋

- 8401 高戸谷小澤
- 8402 利根庁用車管理センター重
- 8403 高戸谷十二廻
- 8404 高戸谷集会所
- 8405 追良郵便局
- 8406 下街道
- 8407 おいがみ舞臺
- 8408 J.A利根沼田利根東支店
- 8501 宮沢橋
- 8502 老神集会所
- 8503 老神多目的広場
- 8504 東老神
- 8505 大橋橋
- 8506 老神温泉
- 8507 利根観光会館
- 8508 老神温泉水びー屈
- 8509 老神湯之上集会所
- 8510 老神温泉1
- 8511 老神温泉2
- 8512 老神橋沢
- 8601 大原上
- 8602 大原自動車
- 8603 大原集会所
- 8604 大原万吉田
- 8605 大原大成木
- 8606 大原松山1
- 8607 大原上宿
- 8608 大原下宿
- 8609 大原老神入口
- 8610 大原松山2
- 8611 矢ノ口
- 8701 雨堤
- 8702 園原久保下
- 8703 園原ふれあい屋内運動場
- 8704 園原運動場入口
- 8705 園原其古泉
- 8706 園原集会所
- 8707 沼南郷
- 8708 園原下
- 8801 穴原高古井







## デマンドバス乗降ポイントの追加・廃止について

## 4月1日運用開始

エリア	コード	名称	住所
A	A0810	セブンイレブン沼田東原新町店	東原新町 1842-1
A	A3211	湯の舟食堂	上発知町 2274

## 4月15日運用開始

エリア	コード	名称	住所
A	A2813	スマイル歯科クリニック	久屋原町 531-4
B	B7626	白沢高原ホテル	白沢町上古語父 2440

## 6月17日運用開始

エリア	コード	名称	住所
A	A1603	関越交通沼田営業所	榛名町 4258-1
A	A5203	キヨミ美容室	戸神町 205-1

## 4月15日廃止

エリア	コード	名称	住所
A	A3108	佐山ふれあい広場	佐山町 1565

## (追加・廃止理由)

近隣に乗降ポイントがない地点や、利便性の向上につながる施設に設置した。

廃止については、施設閉鎖に伴い、乗降ポイントも閉鎖。近隣住民の利用に関しては、別のポイントがあるため、影響は極めて軽微と判断し、廃止のみとした。



追加 (セブンイレブン沼田東原新町店 東原新町1842-1)



出典：国土地理院ウェブサイト「航空写真データ」（国土地理院）をもとに沼田市作成





追加（湯の舟食堂 上発知町2274）



出典：国土地理院ウェブサイト「航空写真データ」（国土地理院）をもとに沼田市作成



乗降ポイント看板  
貼り付け箇所（店舗看板）

追加（スマイル歯科クリニック 久屋原町531-4）



出典：国土地理院ウェブサイト「航空写真データ」（国土地理院）をもとに沼田市作成





追加（白沢高原ホテル 白沢町上古語父2440）



出典：国土地理院ウェブサイト「航空写真データ」（国土地理院）をもとに沼田市作成

乗降ポイント看板  
貼り付け箇所（施設の窓）



追加（関越交通沼田営業所 榛名町4258-1）



出典：国土地理院ウェブサイト「航空写真データ」（国土地理院）をもとに沼田市作成



乗降ポイントの掲示版  
貼り付け箇所（施設入口）



追加（キヨミ美容室 戸神町205-1）



出典：国土地理院ウェブサイト「航空写真データ」（国土地理院）をもとに沼田市作成



廃止（佐山ふれあい広場 佐山町1565）



出典：国土地理院ウェブサイト「航空写真データ」（国土地理院）をもとに沼田市作成

## 沼田市地域公共交通活性化協議会規約

## (目的)

第1条 沼田市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「再生法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため並びに道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）の規定に基づき住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

## (事務所)

第2条 協議会の事務所は、群馬県沼田市下之町888番地沼田市役所内に置く。

## (事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた乗合旅客輸送の態様等の協議に関すること。
- (5) 市が実施する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価の協議に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

## (委員)

第4条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副市長
- (2) 市長の指名する者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (5) 道路管理者
- (6) 関東運輸局長又はその指名する者

- (7) 群馬県知事戦略部交通イノベーション推進課長又はその指名する職員
- (8) 公安委員会又は警察
- (9) 住民又は地域公共交通の利用者の代表
- (10) 学識経験者
- (11) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度末とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 前号の規定にかかわらず、副市長が不在の場合、会長は、市長の任命する者をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表して、その会務を総理する。
- 5 副会長は、第4条に規定する委員の中から会長が指名する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、委任状を提出することで代理の者をもって議決権を行使できる。この場合において、議決権を行使した者は、会議に出席したものとみなす。
- 4 会議の議決方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することとする。ただし、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。



- 6 協議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面による決議)

第8条 協議会は、次に掲げる事由に該当するものは、書面による決議を行うことができる。

- (1) 至急の決議が必要で、協議会を開催するいとまがない場合
- (2) 事前に協議会において書面による決議の了承を受けている場合
- (3) やむを得ない事情により協議会を開催することが困難な場合
- (4) 前各項に定めるもののほか、会長が軽微と認める事項の場合

(協議省略事項等)

第9条 第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、協議を省略することができる。この場合において、会長は協議会においてこれを報告するものとする。

- (1) 運行時刻の変更
  - (2) 運行回数を増加する変更
  - (3) バス停留所の新設
  - (4) バス停留所の位置及び名称の変更
  - (5) 災害等による緊急的又は臨時的な路線の変更
- 2 乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は、運送法第9条第4項の規定により、次条に定める運賃協議会において協議を行う。

(運賃協議会)

第10条 前条第2項に定める運賃協議会は、委員の中から次に掲げる者及び当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者をもって構成する。

- (1) 会長
- (2) 関東運輸局長又はその指名する者
- (3) 住民の代表

(協議結果の尊重義務)

第11条 協議会の構成員は、協議会で協議が調った事項について、その結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第12条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、沼田市総務部企画政策課に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第14条 協議会の運営に要する経費は、国の補助金、市の負担金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第15条 協議会に監査委員を1名置く。

2 協議会の出納監査は、第4条に規定する委員の中から会長が指名し、協議会において承認を受けた監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会

長であった者がこれを決算する。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和4年8月9日から施行する。
- 2 この規約の施行後、最初に就任する委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

## 沼田市地域公共交通活性化協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、沼田市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

### (報酬)

第2条 協議会の会議（以下「会議」という。）に出席した委員の報酬は、別表に定める額とする。ただし、その勤務時間が1日につき4時間に達しない場合は、日額に2分の1を乗じて得た額とする。なお、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。

(1) 国及び地方公共団体の職員

(2) 公共交通事業者の職員

(3) 前2号に定めるもののほか、申し出のあった委員

2 委員の代理の者が会議に出席した場合、前項の報酬は代理で出席した者に支払うものとする。

3 会議が書面開催となった場合、これを支給しないものとする。

### (費用弁償)

第3条 次の各号に定める委員が公務のために旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

(1) 学識経験者

(2) その他会長が特に指定した者

2 前項の規定により支給する旅費の額は、沼田市の例に準ずるものとする。

### (その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年8月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	報酬	
学識経験者	日額	9,800円
委員	日額	8,100円

## 沼田市地域公共交通活性化協議会規約 新旧対照表

(赤字傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>沼田市地域公共交通活性化協議会規約</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 沼田市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「<u>再生法</u>」という。)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成に<u>関する協議</u>及び実施に<u>係る連絡調整を行うため並びに道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。)</u>の規定に基づき住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、<u>地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する</u>ため設置する。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 協議会<u>の事務所は</u>、群馬県沼田市下之町888番地沼田市役所内に置く。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) 地域公共交通計画の作成及び変更の<u>協議</u>に関すること。</p> <p>(2) 地域公共交通計画の実施に<u>係る連絡調整</u>に関すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 地域の实情に応じた乗合旅客輸</u></p>	<p>沼田市地域公共交通活性化協議会規約</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 沼田市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「<u>法</u>」という。)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に<u>関する協議</u>を行うために設置する。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 協議会<u>は</u>、<u>事務所を</u>群馬県沼田市下之町888番地 沼田市役所内に置く。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) 地域公共交通計画の作成及び変更<u>に関する協議</u>に関すること。</p> <p>(2) 地域公共交通計画の実施に<u>関する協議</u>に関すること。</p> <p>(3) (略)</p>

送の態様等の協議に関すること。

(5) 市が実施する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価の協議に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(委員)

第4条 (略)

(1) 副市長

(2) 市長の指名する者

(3) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

(4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

(5) (略)

(6) 関東運輸局長又はその指名する者

(7) 群馬県知事戦略部交通イノベーション推進課長又はその指名する職員

(8) 公安委員会又は警察

(9) 住民又は地域公共交通の利用者の代表

(10) (略)

(11) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度末とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置

(4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(委員)

第4条 (略)

(1) 市職員

(2) 公共交通事業者

(3) (略)

(4) (略)

(5) 公共交通の利用者

(6) (略)

(7) その他地方公共団体が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長、副会長を置く。

<p>く。</p> <p>2 会長は、<u>副市長をもって充てる。</u></p> <p>3 <u>前号の規定にかかわらず、副市長が不在の場合、会長は、市長の任命する者をもって充てる。</u></p> <p><u>4～6</u> (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、<u>委任状を提出することで代理の者をもって議決権を行使</u>できる。この場合において、<u>議決権を行使した者は、</u>会議に出席したものとみなす。</p> <p>4 <u>会議の議決方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することとする。ただし、可否同数のときは会長の決するところによる。</u></p> <p><u>5～7</u> (略)</p> <p>(書面による決議)</p> <p>第8条 協議会は、次に掲げる事由に該当するものは、書面による決議を行うことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)前各項に定めるもののほか、会長が軽微と認める事項の場合</u></p> <p><u>(協議省略事項等)</u></p> <p>第9条 <u>第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、協議を省略することができる。この場合において、会長は協議会においてこれを報告するものとする。</u></p> <p><u>(1) 運行時刻の変更</u></p>	<p>2 会長は、<u>委員の互選により選出する。</u></p> <p><u>3～5</u> (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、<u>代理の者を出席させるか、委任状を提出して他の委員に表決を委任することができる。</u>この場合において、<u>当該代理出席者は委員とみなし、委任状を提出した者は</u>会議に出席したものとみなす。</p> <p><u>4～6</u> (略)</p> <p>(書面による決議)</p> <p>第8条 協議会は、<u>会長が認め、</u>次に掲げる事由に該当するものは、書面による決議を行うことができる。</p> <p>(1)～(3)</p>
--	---



<p><u>(2) 運行回数を増加する変更</u></p> <p><u>(3) バス停留所の新設</u></p> <p><u>(4) バス停留所の位置及び名称の変更</u></p> <p><u>(5) 災害等による緊急的又は臨時的な路線の変更</u></p> <p><u>2 乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は、運送法第9条第4項の規定により、次条に定める運賃協議会において協議を行う。</u></p> <p><u>(運賃協議会)</u></p> <p><u>第10条 前条第2項に定める運賃協議会は、委員の中から次に掲げる者及び当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者をもって構成する。</u></p> <p><u>(1) 会長</u></p> <p><u>(2) 関東運輸局長又はその指名する者</u></p> <p><u>(3) 住民の代表</u></p> <p>(協議結果の尊重義務)</p> <p>第<u>11</u>条 (略)</p> <p>(分科会)</p> <p>第<u>12</u>条 (略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第<u>13</u>条 (略)</p> <p>(経費の負担)</p> <p>第<u>14</u>条 (略)</p> <p>(監査)</p> <p>第<u>15</u>条 (略)</p> <p>2 協議会の出納監査は、第4条に規定</p>	<p>(協議結果の尊重義務)</p> <p>第<u>9</u>条 (略)</p> <p>(分科会)</p> <p>第<u>10</u>条 (略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第<u>11</u>条 (略)</p> <p>(経費の負担)</p> <p>第<u>12</u>条 (略)</p> <p>(監査)</p> <p>第<u>13</u>条 (略)</p> <p>2 協議会の出納監査は、第4条に規定</p>
---	---

<p>する委員の中から会長が指名し、協議会において承認を受けた監査委員によって行う。</p> <p>3 (略)</p> <p>(財務に関する事項)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(協議会が解散した場合の措置)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、令和4年8月9日から施行する。</p> <p>2 この規約の施行後、最初に就任する委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。</p> <p>附 則</p> <p><u>この規約は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>する委員の中から会長が指名する監査委員によって行う。</p> <p>3 (略)</p> <p>(財務に関する事項)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(協議会が解散した場合の措置)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、令和4年8月9日から施行する。</p> <p>2 この規約の施行後、最初に就任する委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。</p>
--	--

## 沼田市地域公共交通活性化協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程新旧対照表

(赤字傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>沼田市地域公共交通活性化協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程</p> <p>(報酬)</p> <p>第2条 協議会の会議(以下「会議」という。)に出席した委員の報酬は、別表に定める額とする。ただし、その勤務時間が1日につき4時間に達しない場合は、日額に2分の1を乗じて得た額とする。なお、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。</p> <p>(1) 国及び地方公共団体の職員</p> <p>(2) 公共交通事業者の職員</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、申し出のあった委員</p> <p>2 委員の代理の者が会議に出席した場合、前項の報酬は代理で出席した者に支払うものとする。</p> <p>3 会議が書面開催となった場合、これを支給しないものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和4年8月9日から施行する。</p> <p><u>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>沼田市地域公共交通活性化協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程</p> <p>(報酬)</p> <p>第2条 協議会に出席した委員の報酬は、別表に定める額とする。ただし、その勤務時間が1日につき4時間に達しない場合は、日額に2分の1を乗じて得た額とする。なお、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。</p> <p>(1) 国及び地方公共団体の職員</p> <p>(2) 公共交通事業者の職員</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、申し出のあった委員</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和4年8月9日から施行する。</p>